

日本における内務官僚達の戦前と戦後（下）

— 鈴木俊一氏を中心に —

佐藤俊一

はじめに

1. 内務官僚達の戦前期 (以上 前号)

2. 内務官僚達の戦後期 (以下 本号)

むすびに

2. 内務官僚達の戦後期

周知のごとく、内務省はGHQの手によって1947（昭和22）年12月31日に解体された。したがって、以後は旧内務官僚となるわけである。しかし、内務省解体後の地方自治庁・自治庁から自治省へ昇格した後の1970年代中期頃までは戦前入省の内務官僚達が幹部であるので、本節の戦後期においてもそのまま内務官僚とする。ただ、そうした内務官僚達に、さらには戦後官僚達に対し、前節でみた新渡戸稲造の折衷主義の受容いかんというアプローチをすることは適切といえない。というのは、鶴見俊輔が指摘したように、新渡戸の状況本位の折衷主義の一方の基軸は国体論であったが、それは先進国と後発国という歴史的事実を前提にし、後発国日本が先進諸国の智恵や技術を学び、国家発展のために有益な諸点を吸収しようとする思考であったからである。言い換えれば、戦後、＜西欧に追いつけ追いこせ＞という国家目標を達成した高度経済成長後には、かかる折衷主義を受容する土壌が失われることになるからである。

ということは、高度経済成長政策が展開される時期までは、折衷主義の受容いかんという観点が取れるということになる。確かに、そうはいえる。しかしながら、戦後の約7年

間は占領下にあり、主権国家の官僚として折衷主義的思考を取ることは出来なかった。それでも、あえて取りえたとするならば、それは<強制された折衷主義>であったといえよう。だから、主体的に折衷主義的思考を取りうるとすれば、それは占領解除後、特に高度経済成長政策が自覚的に展開される1960年代にかけてということになる。そこでは、占領への反動としてのナショナリズムが顕在化する。内務官僚達も、1951（昭和26）年の政令諮問委員会答申を受けて占領期に形成した地方自治制度に修正を加えた。しかしながら、それは基本的には運用上の修正であった。かくして、戦後官僚に対しては、少なくとも内務官僚達に対しては、鶴見が指摘した新渡戸に典型的に見られる折衷主義的思考いかんという観点よりも、以下の官僚タイプ論の観点からアプローチする方が有益といえる。もっとも、以下の官僚タイプから解るところであるが、国土型官僚には折衷主義的思考の受容基盤があるといえる。

さて、真淵勝教授は、G・シューバートが類型化した公益観（合理主義、理想主義、現実主義）を基にした高級（キャリア）官僚に関する1985（昭和60）年調査から官僚の3タイプを析出した。第1は、行政官が、専門的知識を基に政治の設定する枠を越えて、社会から隔絶された状況で公益を自ら独自に形成し実現して行くことを使命とする理想主義的の公益観を抱く国土型官僚である。第2は、公益は社会の様々な利益集団等による利益の表出と調整の過程から生ずるものだと捉える現実主義的の公益観を有する調整型官僚である。第3に、行政官は、政治の定めた目的をできるだけ忠実に、そして能率的に実行することによって公益は実現されるとする合理主義的の公益観を抱く吏員（ないしは能吏）型官僚である。そして、辻清明教授がいう「後見性の原理」による「特権的官僚」や、村松岐夫教授が析出した政治の上に立とうとする「古典的官僚」を国土型官僚に、また村松教授が析出した政治のただなかで自己の任務を遂行しようとする「政治的官僚」を調整型官僚に位置づける。それとともに、少なくとも1960年代までは国土型官僚がわが国において支配的であったが、次第にその構成は変質あるいは多様化して、70年代には調整型官僚が、そして80年代には吏員（能吏）型官僚の登場が見られるようになったとする。⁽¹⁾

また、元水産庁長官の佐竹五六は、1945～60年代後半までの国土型官僚に代り、1955年体制が確立する1960年代後半以降にはリアリスト官僚が形成されたとする。⁽²⁾彼がいう国

(1) 馬淵勝「官僚制の変容 — 萎縮する官僚」『レヴァイアサン』第34号、2004年春、木鐸社、20～30頁。辻清明教授と村松岐夫教授の官僚タイプ論の文献は、いうまでもなく『新版・日本官僚制の研究』東京大学出版会、1969年と『戦後日本の官僚制』東洋経済新報社、1979年、である。

(2) 佐竹五六『体験的官僚論』有斐閣、1998年、9頁及び97頁。

士型官僚とは、戦前の革新官僚の系譜上にあり、国政の基本的方向づけとその執行を固有の使命とする強烈な自負心と使命感を有し、自ら信ずる理想状態を実現すべく観念の世界において演繹法の論理によって施策の体系を組み立てるような官僚である。それは、戦前の「復古・革新」イデオロギーを有する革新官僚の系譜上というより、戦前の牧民官的な伝統の下にあると言った方がよいと思うが、前記の国士型官僚とほぼ同様であるといえる。そして、この国士型官僚については、その発想の内実——ここに折衷主義的思考の土壌があるといえる——に着目しているのに対して、リアリスト官僚については問題の処理方式や行動様式から定義される。すなわち、リアリスト官僚は、問題処理にあたり発言力を有する利害関係団体等のキーパースンの意向を確かめ、極力、既往の制度の論理に即した形で利害関係団体の受容しうる試案をまとめ、円滑に処理手続きのクリアーを図ろうとするという。だから、そうしたリアリスト官僚とは、まさに前記の調整型官僚に相当するといえる。

さらに、自治事務次官から内閣官房副長官へ転じ、2668日間その職にあった石原信雄は、戦後官僚の変化を次のように捉えている。⁽³⁾敗戦時から1955（昭和30）年頃までに入省した官僚は、一般に自国のあまりの惨状に直面したことから、国家の建て直しの使命感と意欲に燃え、それに自己に厳しい倫理観が表裏一体化していたという。石原は、それを「新憲法官僚」と名づける。ところが、1955年頃以降から1960年代に入省した官僚には、「サラリーマン化」が目立つようになったという。すなわち、「気負うことなく、使命感や気概を言動に表わすこともなく、淡々と仕事をこなす民間サラリーマンに近いタイプの幹部官僚が多くなっている。」「権力を伴う厳粛なポストの仕事を単なる『公務』としかみない役人が増えてきた。」そして、かかる「サラリーマン化」とともに、難局や難しい問題への取り組みを最初から回避する「逃げる官僚」が多くなったという。ここにいう「新憲法官僚」とは、前記の国士型官僚と比べてよいが、その後の官僚の「サラリーマン化」には既に吏員（能吏）型官僚が見え始めていたということであろうか。そうした調査結果も見られるところである。⁽⁴⁾

いずれにしても、筆者も前述した点から「戦後公務員が継承したのは、革新官僚の官僚意識ではなく、明治以来のそれであった。」⁽⁵⁾とみる。だから、本稿が対象とする戦後期の

(3) 石原信雄『官かくあるべし』小学館文庫、1998年、145～158頁。

(4) 小谷良子「官僚『人』の形成と公務員生活とその意識」、中道實編『日本官僚制の連続と変化——ライフコース編』ナカニシヤ出版、2007年、102頁。

(5) 片岡寛光『官僚のエリート学』早稲田大学出版会、1996年、113頁。

内務官僚達も、まずは牧民官的な国士型官僚であった。ただ、内務省の解体後、地方自治庁・自治庁から自治省設置へ至る企図の基軸は、内務省復活を秘めながら、まずは国益と地方の利害（地方自治）との調整と中央政府部内における他省庁（特に大蔵省）との調整にあった。⁽⁶⁾だから、前記の真淵教授によれば、1960年代後半以降には調整型官僚（リアリスト官僚）の登場を見ることになったとしているが、内務官僚達はそれ以前から調整型官僚の特性を身に付け始めていたといえよう。

さて、「内務省は、終戦によって活気を取り戻した。戦時中は、相次ぐ空襲で通信手段も交通手段も途絶え、地方行政は全く手つかずで地方に委せきり」⁽⁷⁾であり、仕事らしい仕事がなくなっていたからである。だから、皮肉にも、敗戦によって出番がきたわけである。警保局は、占領軍を受け入れるための治安維持に多忙をきわめたが、鈴木が行政課長となっていた地方局では、「戦争が終って、これだけ大きな社会変動のあとで、速やかに選挙をやる必要があるということ、われわれも一番さきに気づいたのです。地方制度よりもまず選挙に手掛けなければならないということを考えていた」（著作集・別、163）という。⁽⁸⁾そして、1945（昭和20）年10月、幣原喜重郎内閣の堀切善次郎内務大臣に代ってから、衆議院議員選挙法の改正に着手することになった。鈴木は、これ以降、「法律製造技術屋」（著作集・別、226）すなわち法制官僚として先頭に立つことになった。ただ、幣原内閣の書記官長であった次田大三郎より、「あんまり司令部が文句を言わないうちに早く作っちまえというようなことがあったもんですから、それで取り急いでやった」（著作集・別、166、あわせ鈴木、1982、76、1997、16）という。だから、この「改正は、日本側の自発的意思によって行われた」（著作集・5、357）もので、「その根本思想は、選挙界を一新して、そうして清新な国会を作って日本の再建をやろう」（著作集・5、355）ということであったという。これを言い換えれば、GHQにゴチャゴチャ言われる前に、戦争責任に対する禊（政界の人身一新）をやり、来るべき民主化の荒波を乗り切ろうとしたということである。

1945（昭和20）年12月の衆院選挙法改正に続くのが、（第1次）地方制度改革である。それは、堀切内務大臣の知事公選（議会選挙）論を契機に進められることになった。そし

(6) 伊藤大一「テクノクラシー理論と中央・地方関係 — 自治省と地方公共団体」『レヴィアアサン』第4号、1989年春。また、神一行『自治官僚』講談社、1986年、92～114頁参照。

(7) 越智毅『鈴木俊一の挑戦』サンケイ出版、1982年、167頁。

(8) 以下の制度創設や制度改正の政治過程等に関する分析は、本稿の課題ではないので、適宜の研究文献等に譲ることとする。

て、1945（昭和20）年5月、内務省の改正法案要綱が閣議決定され、7月に憲法改正審議のための帝国議会にかの市制、町村制、府県制、都制改正の4法律案が提出されて9月に成立・公布へ至った。しかし、ここに至るまでについては、次の点を押さえる必要がある。

第1は、先の衆院選挙法改正による総選挙の実施が、GHQの手によって1946（昭和21）年1月の第1次公職追放令後に延期されたことである。この公職追放により、内務省では審査者数564名のうちの340名（60%）が罷免・排除された。それは皇族に次ぐ高率で、各省の中で最高であった。⁽⁹⁾警保局関係者の多くが追放されたためであったが、それでも、戦後10年間ぐらひは、「多数の先輩が飛ばされたこともあって、（本省の）課長の年齢は若く（30代もおり）、したがってまた課員の大半は20代であった。だから、夜昼ない激務にも耐えられたし、家庭のことなど省みずに仕事だけに没頭できる人たちの数もおおかった」⁽¹⁰⁾状況を生み出したのである。

第2に、柴田護によれば、「役所の天井は暖をとるために燃やした書類のススでまっ黒であり、職員は上半身裸体か少なくともそれに近い姿であり、どうみても一等国の内務省ではなく、敗戦国のそれである。ただ意気だけは極めて軒昂としていて、物資の不足もモノカワ、スキ腹にスイトンか何かを流し込んで仕事に精を出していた。……（中略）……あの極悪の勤務環境で『興さん哉、創らん哉』の精神に支えられて」⁽¹¹⁾仕事をしていた。あるいは、「仕事は毎夜午前さま。寢床は机の上。枕は法令集」「スイトンか雑炊かなんかを口に入れながら粗衣粗食粗^マ〇で10年近くを頑張らされたものである。なにがそうさせたかといえ、負けたんだからという諦観と、なんとかして立ち直らなければという意地みたいなものとの交錯であり、その底辺に漂う『新しいものを作るんだ』という使命感であったと思う。」⁽¹²⁾とする。この回顧は、内務官僚達もまさに既述したような意味での国士型官僚であったことを、さらに言えば戦争末期に見られた能吏型官僚が再び国士型官僚に反転したことを示す。しかも、その使命感を發揮するには<知力>のみならず、極悪の

(9) 自治大学校研究部監修『戦後自治史・第三巻』文生書院、1977年、155～156頁。警保局関係については、原文兵衛『元警視總監の体験的昭和史』時事通信社、1986年、110～115頁。なお、鈴木は、もし追放を受けたら、追放解除後に選挙に出て政治家になっていたであろうという。越智、前掲書、180頁。

(10) 柴田護『へそ曲り官僚ひとり言』時事通信社、1987年（以下、柴田、1987年とする）、68頁、括弧内は筆者補充。かくして、鈴木の出世も早かった（鈴木、1999、131）。

(11) 柴田護『自治の流れの中で・戦後地方税財政外史』ぎょうせい、1975年（以下、柴田、1975年とする）、2～3頁。

(12) 柴田、1987年、25～26頁。

勤務環境から＜体力＞も求められ、公職追放がもたらした若返りによる若さがそれを支えていたようである。

第3は、「新しいものを作るんだ」という使命感が、さらに（第1次）地方制度改革への着手⁽¹³⁾となり、かつ、それは周知のように住民の直接請求権等を盛り込んだきわめて＜民主的＞な改革であったことである。着手の段階では、GHQ・GSの関与はなかった（著作集・別、169）。そして、1946（昭和21）年1月中旬に内務大臣となった三土忠造も、「新憲法施行前とにかく地方制度をつくろうと考えておられた。私ども事務方もそういうことを大臣に申し上げていたし、入江（俊郎）から代られた郡（祐一）地方局長も盛んに『地方制度のほうを憲法より先に制定すべきであるとした明治の故知にならぬ、とにかく地方制度を憲法が出る前に制定しなくてはいけない』と言っていた。今回も新憲法の前に地方制度の改革を進めることを我々は強く考え、またその段取りですべてを行っていった。（ところが）3月に入るとそれまで地方制度の改革を傍観していたGHQは、突然内務省に資料の提示を命じてくる。これに対して内務省は地方局の試案として、3月18日に市制、町村制の改革案を、4月1日に府県制の改革案を提出。しかし、GHQはこれに大きな関心を示すことなく、また具体的な指示もしなかった。」（鈴木、1997、16～17、括弧内は筆者補充）もっとも、本音としては、衆院選挙法と「同じように、あんまり司令部側がゴテゴテやかましく言わないうちに、とにかく早く基本的なものを作っちゃおうという下心というか、考え方がありました」（著作集・別、199）という。こうして、この第1次「地方制度の改正については、GHQからの指示によって取りあげたというのではなく、日本側の自主的な考えによってはじめられた」（鈴木、1982、79）とか、「この改正案はそのほとんどが日本人の手で決定された」（鈴木、1997、25、あわせ著作集・別、209）ことが強調されるのである。

だが、こうして行われた＜民主的＞な改革には、次の2つのことが隠されていた。1つは、自主的とはいっても、GHQが手交してきた新憲法草案（マッカーサー憲法草案）の第八章を無視するわけにはいかなかったことである。以下の郡祐一・地方局長の弁明に見られるように、自主的改革は、第八章を先取りするものだとして正統化される。これを換言すれば、鶴見俊輔が状況本位の折衷主義者の正統派とした福沢諭吉の「脱亜入欧」を振って言うと、内務官僚達は敗戦によって「脱亜入米」を、言い換えれば前述した＜強制された折衷主義＞を余儀なくされたといえるのである。もっとも、その後、＜強制された

(13) 着手の段階では、民主化が必要なことは理解しつつも、その拡大には及び腰であったようだ。金丸三郎「民主主義下に於ける地方自治及び行政」『斯民』第40篇第1号、1946年3月。

折衷主義>は緩和され、むしろアメリカの制度への積極的な目配りや実例の受け入れというスタンスに変化する（著作集・5、「座談会・地方自治を語る」、著作集・2、22～23、62）。もう1つは、この第1次改革のポイントは承知のごとく知事の公選官吏にあった。それによって政府部内における内政の総括官庁の地位と地方に対する後見的な指揮監督機能を、要するに戦前の内務省・府県体制を確保することができたのである。だから、これも「新しいものを作るんだ」という使命感の背後にある使命感だったといえるのである。

以上を、地方局長の郡祐一は、次のように弁明していた。第1次の地方制度改革案は、「憲法改正案の精神に則って立案せられ」たものだが、それには2つの批評がある。「其の一は、地方官の公選制を採用しながら、都道府県を完全自治体にしなかった踏ん切りの悪さであり、其の二は、解職請求権や解散請求権の実際の運用に対する危惧である。此の二種の批評は、事柄は別のことだが全く矛盾して居る。公選制を断行しながら、都道府県を完全自治体にし得ない所に、現在の経済危機の深刻さと、之に対すべき少なくとも現在の地方自治の自覚的努力と犠牲的努力の限界があり、解職請求権等に対する危惧が、此の国民の民主的自覚と自治的責任感の現状に対する信頼の程度を示して居る。」⁽¹⁴⁾要するに、一方では知事を公選官吏にして都道府県を完全自治体化しないことは民主化が不徹底であると批判しながら、他方できわめて民主的な解職請求権等に対して危惧することは国民の自治的責任感等の現状に不安があるということだから、両者は矛盾しているというのである。だから、少なくとも現状の経済・食糧危機からすると知事を公選公吏とする都道府県の完全自治体化は無理だというのである。

しかしながら、GHQ・GS及び各政党から知事の公選公吏化を基軸にした根本的な改革が求められ、第2次の地方制度改革（地方自治法の制定）へ向かうことになった。この地方自治法は、鈴木的口述筆記によって策定されたことは著名である（著作集・別、229、鈴木、1997、42）が、筆者は天川晃教授のモデルを活用して、GHQ・GSの分権・分離型志向や出先機関の増設に走る政府・他省の集権・分離型志向に対し分権・融合枠において設計されたものであったと分析した。⁽¹⁵⁾それはともかく、ここで重要なことは、第1次地方制度改革後は、内務省の自主的対応が出来なくなっていたことである。第1次改革が

(14) 郡祐一「地方制度改革に際して」『斯民』第40篇第4号、1946年9月、2～3頁。もっとも、理論的には、警察権との関係で「旧憲法のある間はどうしても公選知事の身分を官吏にしなくてはならない」（著作集・別、99、あわせ258～259や、鈴木、1997、23）というものであった。だから、旧憲法が生きている間に第1次地方制度改革を急がねばならなかったといえる。

(15) 拙著『地方自治要論・第二版』成文堂、2006年、12～15頁。

終結する頃には、GHQ・GSが地方自治制度の改革に乗り出してきたからである。だから、以後、「全く自主的に日本側で、国会あるいは政府が自主的に改正しなければならない」といつてやった改正はほとんどないですね。全部GHQから。しかもGHQといっても担当者ですね。……（中略）……そんなことで、戦後の地方制度の改正というのはすべて起源はGHQにあると申していいと思いますね。」（鈴木、1999、104～105）とされるわけである。かくして、内務官僚達は、様々なやり方でGHQ・GSの担当者にく抵抗することとなり、それが一要因となって解体に至るのである。

そこでまず、内務官僚達のく抵抗であるが、例えば地方官官制については「一つも説明しませんでした。われわれのほうの所管ではありませんから」（著作集・別、219）という消極的く抵抗や、GSの担当者達が重箱の隅を穿るように次々に修正を求めてきたりするので、「作戦的に向こうの言ってきた意見を全部入れないで、国会に出してから、あとで」（著作集・別、210及び263～264も参照）改正するものは改正するという積極的なく抵抗の形をとったりした。あるいは、柴田護によれば、小林与三次は「必ず相手の言い分に敬意を表する。それから、おもむろに『しかし』とおっしゃる。結論は、相手の主張をやっつけているのだから、相手は手こずったに違いない。GS……は、ついにこの大先輩に“Mr,YES-BUT MAN”という敬称をつけた⁽¹⁶⁾という。その小林自身は、次のように回想している。国家を改造しようという意思と古い制度を維持しようという意思がダブリながら、GHQは自分達、内務官僚がいなければ改革できないので、彼らのいいなりにはならず、この際、むしろ彼らをできるだけ利用しようとしたと。⁽¹⁷⁾

こうしたく抵抗の根底には、GHQ・GSの関係者には「見識も知識も乏しかった」（著作集・5、378）ことや、「GHQの担当者が次々と代わり、しかもその連中がみな素人ばかりなので、条文を読んでおかしいと思うと、個人的な意見でもそのまま言うてくる」（鈴木、1997、43、傍点筆者）ことへの怒りがあったようだ。鈴木は、「私にとってはGHQイコール、ティルトンのようなものだった。」だが、彼は、「地方行政は全く素人だった。」（鈴木、1982、83）と断ずる。そして、オハイオ州議会議員をやっていたポーターが「来てから非常に話のわかりがよくなりましたけれども、それまでは……本格的というか少しでも自分が地方自治を体験している人がいなかった」（著作集・別、222、あわせ318）とか、GSの連中は「全然地方財政については関心もないし、勉強もしていないし、理解力もまず殆どなかったのです。聞かれたことも殆どなかったですね。」（著

(16) 柴田、1987年、88頁。

(17) 本間義人編著『証言地方自治・内務省解体、地方分権論』ぎょうせい、1994年、40頁。

作集・別、276～277) にもかかわらず、両者の間には、「検察官と被告というような関係が大体どうも常に底にながれておったような感じ」(著作集・別、271)であったとする。以上のようなことは、国土型のエリート官僚にとっては、敗北したとはいえ、なんでこんな素人を相手にしなければならないのかという想いで腹が立つことであったのであろう。

しかしながら、かかる<抵抗>は、内務省の解体因になったといえる。その解体の直接的契機となったのは、地方自治法が公布されてから間もなくの1947(昭和22)年4月30日における「内務省の分権化に関する件」というGHQ・GSの指令であった。そうした中で、GSとは「普段いろいろ議論しあっている、簡単に云うことを聞かないとか、法律案の字句を勝手に直したとか、違った統計数字を持ち出して来るとかということが積み重なって、内務官僚は、何をやっているかわからんという」(著作集・別、266、あわせ著作集・5、363～364)不信感になり、「どうも、地方局の連中はことごとくに反抗するという具体的な印象がGHQ側にあったのだろうと思う」(著作集・別、264)とする。それに、政府の各省は、「GHQのセクションとの間で、いわば癒着関係といえますか、ある種の相互援助関係」(著作集・別、271)にあり、出先機関の増設等、ことあるたびに内務省地方局が障害になっているとしてGHQの各セクションに訴えていた。⁽¹⁸⁾それは、GHQ内におけるGSへの圧迫ともなった。かくして、内務省の存続を賭けた総務省案や民政省案等はすべて否認され、結局、解体されることになったのである。

鈴木にとって「GHQイコール、ティルトンのようなものだった」とされたC・G・ティルトンは、後日、日本の中央集権的行政を分権化するには、内務省「官僚制を除去しなければならないということだけは確信して」いたとか、彼の上司であったC・ケーディスは、「内務省は、それ自体一つの政府に匹敵するような権限を持っていて」たので、解体しなければならないと考えていたと回想する。⁽¹⁹⁾それが本当であったか否かは別にして、「大体アメリカにも、日本の内務省的なものはないんだから地方局のようなものは要らんのだと、こういう空気が——あるいは気持が、司令部側にもわかりやすかったんじゃないですかね、彼らには、むしろあたりまえの考え方じゃないかと思うのですね。」(著作集・別、276、あわせ著作集・5、389)。⁽²⁰⁾今にして、想えばである。だから、4月30日

(18) 柴田、1975年、25～26頁、水谷三公『官僚の風貌・日本の近代13』中央公論社、1999年、340～341頁。

(19) 竹前栄治『日本占領、GHQ高官の証言』中央公論社、1988年、221頁及び70～71頁。なお、ティルトンは、日本の高級官僚に「赤門」出身者が多いことを知ったためか、大の「赤門嫌い」であったという(鈴木、1997、28)。

(20) あわせ、水谷、前掲書、340頁。

の指令までは、権限の縮小はあっても解体などということはあるまいと「甘い期待というか、淡い期待」（著作集・別、275）を抱いていた。いや、筆者は、明治以来、ヨーロッパ大陸型の地方自治行政に浸ってきた内務官僚達は、内政の総括官庁としての内務省なき地方自治行政はありえないと確信していたため、解体ということは想像できなかったのではないかと推測する。

ともかく内務省は解体され、内務官僚達は四散することになった。⁽²¹⁾「Mr,YES-BUT MAN」と称された小林与三次は、＜抵抗＞がたたったためか総理庁へ、さらに建設省に回された。そして、国土局は建設院となり、官房や地方局、警保局、調査局は、暫定的な内務省内事局と第1次の地方財政委員会、全国選挙管理委員会に再編された。地方財政委員会に配属された柴田護は、まさに内務省なき地方自治行政はありえないと確信していたがゆえに、「時来たらば、必ずや一つの強い機構にまとまり、政府と地方団体の間にあって、その使命を果たそうと考えていた」⁽²²⁾という。また、1948（昭和23）年3月初頭、暫定的な内事局は国家公安委員会と総理庁官房自治課に分かたれ、後者の課長に就任した鈴木[・]の胸中は次のようであった。口がスベッタというか、本音というか、「地方自治の見張り[・]の組織が総理庁の一つの課に縮小されてしまったことは、歴史の流れとはいえ悲しかった。しかし、私としては解体されてしまった寂しさよりも、総理庁官房自治課という妙な形に^{きよくせき}踟躕してしまった仕組みを、一日も早く正常な姿に戻さなければならないという気持ちの方が強かった。」（鈴木、1982、92～93、傍点筆者、あわせ鈴木、1997、108）とする。恐らく他の内務官僚達も、占領解除という時来たらば、復活をという志を心に秘めていたであろうと思う。もともと、宮澤弘は、内心、「内務省の復活などおよそあり得ないだろうと思っていた」が、「鈴木俊一さんや長野士郎さんは徹底的な内務省復活論者でした。自治復活ではなくて、内務省復活」であったという。⁽²³⁾

いずれにしろ、内務官僚達にとっては苦難の道のりが始まることになったが、総理庁の官房三課に自治課を加えたことには、明らかに次の意図があった。それは、「閣議や次官会議に出された地方自治に関する各省の行政の動きについて、地方の立場を代表する行政組織が中央省庁にはないので、官房自治課が地方の立場を代表して、次官会議や閣議において行われることを地方に連絡し、それに対して反対賛成の意見を述べていく（ことであ

(21) 正確ではないが、公職追放を受けた内務官僚や解体後の内務官僚の動静については、平野孝『内務省解体史論』法律文化社、1990年、21～31頁を参照。

(22) 柴田、1975年、27頁。

(23) 御厨貴・飯尾潤編『地方自治に生きる — 宮澤弘回顧録』第一法規出版、2008年、38頁。

る — 筆者補充）。……（中略）……そこで、官房自治課長という職のものを次官会議のオブザーバーとしてぜひ出席させてもらいたい、とかけあった。これがようやく許され、自治行政と各省行政との調整ができるようになった。」（鈴木、1997、111、あわせ鈴木、1999、112、著作集・別、284）とするからである。鈴木は、以後、8年間、次官会議に参席することになるのだが、それはともかく、この官房自治課は、当面、調整機能に徹するものだったとしても、内務省復活の火種あるいは首の皮一枚であったわけである。そして、この官房自治課が中心になり、地方財政委員会と全国選挙管理委員会の三者は、「いろいろな機会に組織が分かれていても気持ちは一つ、一緒になってやろうというやり方」（著作集・別、284）をとった。それに、地方六団体による要請と支援もあって（著作集・1、470～471、著作集・別、299～300）、1949（昭和24）年6月には三者を合体した地方自治庁（官房、連絡行政部、財政部）の発足となった。まさに「泥沼の底に沈んでいた地方自治関係の中央機構が、泥沼の中から首をもたげてきたというところまで来たわけ」（著作集・別、301）である。と同時に、地方自治庁は、まずは調整官庁であった。というのも、それは「権力的な親権的な中央と地方の指揮監督の関係ではなく、新しい意味での中央と地方の対等な立場におけるコメント的な連絡とか地方団体間の連絡とかを連絡行政部でやる」（著作集・別、310、あわせ鈴木、1999、120）ことになったからである。

この地方自治庁発足後の1949（昭和24）年9月に第1次シャウプ勧告が出る。鈴木は、シャウプ勧告による事務再配分の調査研究メンバーの1人として渡米したが、帰国後の「昭和25年（1950年）から35年（1960年）までの10年間は、私の人生において、最も忙しく、8時間労働どころか、9時に登庁して、赤電車に飛び乗って家に帰るという15時間労働、時としては、役所に泊り込みで、部下職員と、正に寝食を共にするというようなことが、連続する時代であった」（著作集・7、183、括弧内は筆者）という。それは、占領から講和へという流れの中で組織の再々編が行われる一方、地方自治制度もその流れに対応して次々に創設・改正等を行わなければならなかったためであったといえる。

前者の組織の再々編の流れは、まずシャウプ勧告に基づき1950（昭和25）年6月、地方自治庁とは別に平衡交付金の要求と配分を行う第2次の地方財政委員会が設置されたことである。しかし、1952（昭和27）年8月には、再び両者を統合し、それに全国選挙管理委員会を組み入れた自治庁に再編された。そして、1950（昭和25）年の行政制度審議会答申や1951（昭和26）年の政令諮問委員会答申を端にした行政機構改革の流れの中で、1956（昭和31）年には内政省設置案が挫折するものの、1960（昭和35）年には自治庁の自治省昇格となった。また、後者の地方自治制度の創設・改正等の流れは、前節の表-1で示し

たように、難産だった1950（昭和25）年の地方税法、地方公務員法に始まり、政令諮問委員会答申後の地方自治法改正や町村合併促進法、地方財政再建促進特別措置法等となる。特に、占領解除によって地方自治制度を「自由に改築し、あるいは増築することができるという時代になった」が、鈴木自身は「第1の戦前派的立場にも立たず、第2の戦後派的の立場にもとどまらず、いわば第3の戦前派、戦後派を通じて新たなる自治再建という立場に立って地方制度の改革を考え」（著作集・2、94、96～97）たとする。そして、さらに「昭和27年（1952年）と昭和31年（1956年）の地方自治法改正で、だいたい戦後狙った民主化の基本線にそった地方制度の改正は、まず達成された。……（中略）……31年（1956年）が戦後の制度の大改革のひとつの定着した時点であるといえる」（著作集・5、504、括弧内は筆者）とする。そこで、以下では、まず組織の再々編と自治省設置の流れの中に内務官僚達の復権への執念を追い、後者の地方自治制度の創設・改正等の流れの中に内務官僚達の制度改革や地方自治に対する認識や意識をかいま見ることしたい。

さて、シャープ勧告による平衡交付金制を実施するために、地方自治庁とは別に再び地方財政委員会を設置することになったが、行政と財政が分離しては困るので、地方財政委員会事務局の企画課長と地方自治庁の財政課長を同一人（奥野誠亮）が兼任する「パーソナル・ユニオン方式」をとって一体的な運営が取れるようにした（著作集・別、306、337、著作集・7、583など）。それだけでなく、地方財政委員会事務局職員にはほとんど地方自治庁の職員（内務官僚）が移籍した。もともと、地方自治庁は、当初、別の仕組みを考えていたのだが、GHQがそれを認めてくれないので、「名を捨て実をとった」のだという。そして、奥野誠亮という人を得たことにより、両者の関係はギクシャクしなかったとされる。⁽²⁴⁾それに、地方自治庁と地方財政委員会、全国選挙管理委員会は、「地方自治行政を行う上で不可分の組織で、内務省時代にはすべて地方局にあり、別組織になってからも三者間で常に連絡をとり地方団体に迷惑をかけないようにし、またこの三機関で一緒に大学卒の幹部職員を採用するなど、共同歩調をとってきた」（鈴木、1997、115）とする。そうした中で、1951（昭和26）年の政令諮問委員会答申を受けて三者の統合が図られた。それを強く推奨したのが、内務省復活論者であった全国選挙管理委員会の牧野良三委員長であった（鈴木、1999、115、著作集・別、371、あわせ著作集・5、121）。しかし、それだけでなく、「地方六団体側も中央政府内に、強力な地方自治担当の組織を作って、その長が閣議等において有力な発言ができるような仕組みを考えるべきある」（著作集・

(24) 柴田、1975年、69～70頁。

別、372、あわせ415) とする声もバックアップになったという。地方自治庁設置の場合と同様に、地方六団体の要請を受けてというよりは、要請の声を上げさせてというのが正直なところであろう。いずれにしろ、1952(昭和27)年7月には、国家消防本部を有する自治庁が誕生したのである。二歩前進である。

さらに、同年11月に発足した地方制度調査会については、次の2点が注目される。1つは、大量の国会議員を同調査会委員としたことは、意図的になされた節があることである。そもそも、国会議員委員は、「毎年度の予算の折衝とか、減税の場合の穴埋めとか、要するに国家財政と地方財政のやりとりの場合にはこれは大変プラスなんです。これがないと地方側の主張に力が足りないんですね。……しかし本当に地方制度それ自体の問題を根本的に考えようという時には、どうも政党的意見が先に出てしまって、本格的な意見を戦わせる場ということにはどうもなりにくい。」(著作集・別、405、あわせ409)という。しかし、本音は前者に、すなわち与野党国会議員委員は、「要するに予算編成時における大蔵省に対する攻撃防衛のために入れた」(著作集・別、484)としているからである。もう1つは、第1次地方制度調査会の答申作成の審議過程で、突然、「地方行政の実体をなす厚生省、労働省ないし建設省等の所掌事務を併せ、名実共に地方行政を総括する」という「強力な中央行政官庁」設置案が提示されたことである。背後に行政制度審議会の動きがあったのであるが、内務省OB委員を除くほとんどの委員がそれに反対したので、答申は「総括調整機関」に落ち着いたものの、同旨は1955(昭和30)年の第3次地方制度調査会の答申にも盛り込まれた。⁽²⁵⁾

この後者の流れが、1956(昭和31)年の第3次行政審議会答申——建設省と自治庁の統合案と自治庁の自治省化案——を経て、国土省的な内政省案となり、同年8月に設置法案の国会提出となった。しかしながら、法案提出にこぎつけるまでは、建設省、経済企画庁や特に農林省との確執が大きかった。それを政治家(河野一郎、川島正二郎、太田正孝ら)主導で乗り切ったのである。にもかかわらず、教育委員会法案や小選挙区法案との関連、内務省の復活を危惧する野党や世論との関係から、継続審議そして1958(昭和33)年の法案撤回となったのである(鈴木、1997、116~117、鈴木、1999、166~184、著作集・別、346、422~428)。内務官僚達は、一敗地にまみれたわけである。かくして、その後は、「むしろ地方自治プロパーでまとまったほうが仕事としてもすっきりする」(著作集・5、400、あわせ著作集・別、434)、すなわち「自治省は、ただ中央にあって、その

(25) 拙著『日本広域行政の研究——理論・歴史・実態』成文堂、2006年、150頁及び161~162頁。

(都道府県、市町村)自治が動きやすいように、お世話する潤滑油の役割をする、あるいは地方自治をめぐる外部からのいろいろな考え方に対して、これを調整する」(著作集・5、402、括弧内は筆者)ものとして、第3次行政審議会の第2案である自治庁の権限を拡大して自治省への昇格を図る路線に転じたのである。しかし、やはり行政管理庁や与党・自民党との調整が難航したものの、「徹底した根回し」により1960(昭和35)年の安保国会に自治省設置法案は提出され、成立したのである。⁽²⁶⁾この時、鈴木は既に東京都副知事に転任していたのであるが、後に感慨深げに「内務省の死水をとってから13年にして、内務省地方局と国家消防庁を母胎とする内務省の二世・自治省が誕生したのである。……

(中略)……私は、内務省の起死回生、その二世の誕生に立ち会った医師役であり、看護婦役であった」(鈴木、1997、117～118)という。そして、石原信雄は、他省を介せずに省令を出せるようになったことなどで、「しみじみ独立した役所になったというありがたみを感じ」⁽²⁷⁾たという。ただ、柴田護によれば、内務官僚達が結集した自治庁発足時とは異なり、「今度は幹部のごく一部が旧知の仲であるだけで、職員のほとんどはその生い立ちを異にしていた。……(中略)……従って、全省を通じて人心の結合を図ることが当面第一に必要なことであったが、そのほかに予算上の格差」⁽²⁸⁾、特に本省と外局の消防庁との格差を解消することが課題であったという。

また、「内政の統括省という役所を考えていた旧内務省のSamll-fish(旧内務省の若手官僚をGHQの連中はこう呼んでいた)にとっては極めて不満だと言うほかはない。……

(中略)……『志未だ達せず』で道半ばであると言わなければならない」⁽²⁹⁾という想いもあったようである。そのため、その後、地域開発から社会開発時代に入ると、調整官庁としての自治省を「酷評すれば地方六団体総合事務局に近い」とし、「新中央集権化に……適合調和させ」「平凡なる地方自治及び地方公共団体に係る調整スタッフ官庁以上のもの

(26) 柴田、1975年、281～289頁。

(27) 本間編著、前掲書、438頁。

(28) 柴田、1975年、290～291頁。ところで、佐竹五六は、他の省庁以上に現場の実態や民心の動向にセンシティブであった内務省の伝統を継承すべき自治省官僚は、ファクト・ファインディングが弱まり観念的・理想主義的になったようだとし、土地利用計画の研究会を立ち上げ、その成果を後に土地利用計画基本法案要綱や『新国土計画論』(有斐閣、1968年)にまとめ上げた宮澤弘を例としている(佐竹、前掲書、305～306頁)。しかし、宮澤自身は、当時の自治省主流ではないことを自認している(本間編著、前掲書、313～315頁)。そうしたことや、自治省と都道府県・市町村との繋がりから、筆者は自治省官僚のファクト・ファインディングが必ずしも弱まったとは思わない。

(29) 柴田、1987年、190頁。

に変質させ」る必要があるというような新内政省論も登場した。⁽³⁰⁾もちろん、それは実現されなかった。しかし、戦前の内務省は、「各省割拠主義」に対する「強大なる防波堤の役割」をはたしていたのだが、戦後、それが壊されて、各省出先機関の増設や補助金による「ひもつき行政」をまねいてしまったとし（著作集・5、528～530、660の長野士郎や柴田護）、内務官僚達には内政の総括官庁への想いが絶ちがたかったようである。それはまた、次のような地方自治の守護者あるいは分権論者という自負心にもなる。戦前、戦後とも、「地方自治なんていっているのは、内務省の地方局或は自治省系統の役人だけなんですな。ほかの省の役人でも地方自治なんていうことはてんで問題にしておらぬ。自分たちの権限を下まで通すような、中央集権的な行政こそ望むので、地方自治というような考えには全然反対です。日本において、内務省地方局とか、自治省というか、それがなければ地方自治なんてふっ飛んでしまったようなものだ」（著作集・5、392の荻田保）。

そこで次に、占領解除前後頃からの内務官僚達の制度改革や地方自治に対する認識や意識に移ろう。まずは、シャープ勧告についてである。鈴木は、それは「占領行政下の地方自治制度に、画期的な一つの哲学を与えた」（著作集・別、316、あわせ著作集・3、503）と高く評価し、全体としては「あの基本原則、あるいは制度が、もしも占領の当初に勧告されて、それに基づいて地方自治制度が組み立てられたならば、非常によかったろう」（著作集・5、563）とする。しかし、平衡交付金制度に対する柴田護の評価は辛い。⁽³¹⁾それは、地方の財源不足の総額を積み上げて算出する方式だと、毎年、大蔵省主計局と地方との熾烈な争いになるので地方配布税方式を採りたいという主張を、シャープ博士が結局受け入れなかったからである。逆に、そうであったがゆえに、1954（昭和29）年には、現行の地方交付税交付金制度に切り替えられたのである。⁽³²⁾

それはともかく、政令諮問委員会が、「わが国の国力と国情とに適合した」「簡素且つ能率的」な行政制度を求めたことにより、1952（昭和27）年には機関委任事務等の別表記載や特別区長公選制の廃止等を含む地方自治法の大改正が行われるとともに、第1次地方制度調査会は自治体の種類、性格、機能、規模という根本的な問題の審議に入った。「フィロソフィが少し変わってき」（著作集・別、371）たのである。そして、翌1953（昭和28）年からは、「昭和の大合併」が進められることになった。鈴木らは、全国町村

(30) 片山虎之介「新内政省論(二)」『自治研究』第41巻第7号、1965年7月、92～97頁。

(31) 柴田、1975年、59～60頁。

(32) 奥野誠亮「戦後地方税財政制度の確立」、東京市政調査会編『地方自治史を掘る』東京市政調査会、2009年、22～26頁。

会との一種の約束事からしても町村合併の次には府県合併に手を着けるつもりであったという（著作集・別、401、447～448）。こうして、1954（昭和29）年以降の地方制度調査会の中心課題には府県制のあり方が据えられた。ただ、その時点では、府県合併に止めるか、それとも道州制に結びつけるかについての意見は固まっていたわけではない（著作集・別、404）が、府県合併は町村合併の当然の帰結と割り切って考える一方、今日と異なってブロック単位の道州自治体は連邦制になるので理論的に考えられないとし、それは国家的性格と自治体としての性格を合わせ持つようなものとして考えていたという（著作集・別、111、464）。この問題は、周知のように第4次地方制度調査会答申における地方制案（内務省OBの三好重夫委員）と数府県合併案（行政法学者の田中二郎委員）の対立となり、結局、両案とも実施に移されなかった。⁽³³⁾もともと、この答申の前年、1956（昭和31）年には、特別市制の廃止、政令指定都市制度の導入、地方議会の運営上の制約、総理大臣・知事による適正な事務処理の確保措置等、「地方行政の運営について、実質的には非常に大きな影響を与えた、合理化の狙いを持った」（著作集・別、499、あわせ512）地方自治法の改正が行われていた。

そうした中で、内務官僚達は、特に税財政制度や補助金について批判する。例えば、荻田保は、国が「国家財政の罅を地方財政に寄せている」ことは地方自治を低く評価するものだとし、奥野誠亮は、国は自治体が担う国政事務量に見合う財源を保障していないばかりでなく、政策誘導的かつ不十分な補助金制度は「徒らに中央集権になるだけ」だと批判する（著作集・5、6及び196）。さらに、小林与三次は、「国は単に補助金の徴収及び分配係で……（中略）……それがあつたために地方は全く自主精神を喪つて乞食根性になり下つて全部国にぶら下がっている」（著作集・5、27～28）とまで言う。この補助金に対する批判はその後も続き、地方自治の守護者達にとつても「諸悪の根源」と見なされる。⁽³⁴⁾

しかしながら、反面では、次のような認識や意識も見られる。鈴木によれば、「今日の地方自治制度というものは全体として非常に理想的なすがたを日本に新しく定立したという恰好になつておつて、国民がなかなかそれを自由に使いたいと思つても實際うまく使いきれないと言う実情で……（中略）……まず今の段階ではやむを得ない手直しをやつた上でこの制度の適正な運用に国民がもっと慣熟するように努力し指導して行く必要がある」（著作集・5、32、傍点筆者）という。この国民（住民）の未成熟による指導の必要性感

(33) 自治庁内も必ずしも一枚岩ではなかつたことも含め、この経過については、拙著、前掲書、150～161頁を参照。

(34) 本間編著、前掲書における荻田保（165頁）や、宮澤弘（335頁）、首藤堯（406頁）など。

覚は、その後も内務官僚達に保持され続けてきたといえる。というのも、主流派にやや半身の宮澤弘は、「中央における地方自治の守護者であると自負している自治省の役人もそういう自治体に対する後見人的感覚があります」「昔の内務省ほどではないですが、自治省自身が相変わらず地方の細かいことに立ち入り過ぎる親切さが目立つ」としているからである。⁽³⁵⁾

あるいはまた、内務官僚OBの挟間茂は、「自治に対する住民の関心が強くなり、また自治体の力が強くなったにもかかわらず、まだ前の時代の残さいが住民の頭の中に残っているし、自治体自身も何でも国にすぎるといった感じが残っている」（著作集・5、305）という。そして、先の宮澤弘も、住民や自治体の国に対する依存体質はその後も変わっていないという。⁽³⁶⁾それだけでなく、佐竹五六が国士型官僚というよりもリアリスト官僚すなわち調整型官僚と捉える⁽³⁷⁾戦後入省組の石原信雄は、この依存体質を「我が国の政治風土、国民性」と捉え、次のように述べる。「各省の役人が悪くないとは言っていません。……が、国の役人が地方へ権限移譲を阻んでいるそのことを可能ならしめているのは何かというと、日本の政治風土、あるいは日本国民のお上を頼る、中央からカネを持ってくる、難しい話は中央で決めてもらうという意識が、各省の地方自治を阻む行為を可能ならしめているんです。」「自治省は明けても暮れても自治意識の高揚を説いてまいりましたし、そのためにみんなが努力してきたわけです。にもかかわらず、なかなか実績が上がらないというのは、……日本的な風土、国民性が残念ながらあるからだと思います。」⁽³⁸⁾戦前以来の行政（事務権限）や財政（歳入歳出）の中央集権体制という根本的問題から政治風土や国民性へ飛躍するこの認識・意識の背後には、反面で明治以来の「後見性の原理」の正当化があるように思う。かくして、革新自治体期のシビル・ミニマムは「少し行き過ぎの感が強い」（著作集・5、496）とされるだけでなく、革新自治体は「既成のマンネリ化した行政にどこかショックを与えた面があった」としても、それは所詮、「高度成長時代の“あだ花”的な」ものと捉えられるわけである。⁽³⁹⁾

(35) 本間編著、前掲書、310～311頁。

(36) 御厨・飯尾編、前掲書、60～61頁。

(37) 佐竹、前掲書、98～99頁。

(38) 本間編著、前掲書、422頁及び427頁。

(39) 同上書、鎌田要人談話（194頁及び196頁）。

むすびに

最後に、内務官僚達の戦後自治制度や地方自治に対する評価を見てみよう。鈴木にとって「GHQイコール、ティルトン」であったとされた彼ティルトンは、後日、戦後日本の地方自治制度改革が「どの程度成功したかは自分では評価でき」ないが、彼の考えをもっと忠実に実施していたなら、日本の地方自治はもっと実りあるものになったと思うとしている。⁽⁴⁰⁾これは、手前味噌であることはいままでもない。それでは、内務官僚達はどうか。それを、本稿の主役である鈴木に拠ってみよう。

「終戦前の欧州型自治制に終戦後のアメリカ型自治制を移植し、戦後日本型の自治制ができた。……そして、大筋においては、戦後日本自治制は合格点を貰ったと思っている。」（著作集・7、563）と、自己の仕事にやや控えめの評価である。しかし、次のようになると手前味噌が顕わになる。「三十年の間に積み重ねてきた戦後の地方自治体系は、日本の今日の国の基礎的な制度になっておって世界じゅう比べてみて、見劣りしないりっぱなものじゃないかと、関連の者としてやや言い過ぎの言葉かもしれませんが、そんな感じがする」（著作集・5、550、あわせ著作集・3、504、524～525）と。難局における法制官僚として仕事に対するこうした自己評価を一概に否定するつもりはないが、重要なことは制度改革への評価よりも地方自治そのものに対する以下のような評価である。戦後、「模倣をしたけれども、その模倣がだんだん日本の自治制度として、日本の血となり肉となってきつつあるんじゃないか……いまの制度全体としては、これは外国へ出しても、最もすぐれた制度のほうじゃないかと思うんです。ただ、制度のそういう枠組みは非常に定着したけれども、そういう地方自治の考え方を国民全部がすっかり定着して持っているかという、実はそれは地方自治関係者だけであって、ことに中央では自治省など一部だけであって、国会を始めとして各省はもちろんのこと、地方自治というものは非常に軽視されているといいますか、そういう感じがしますね。」、あるいは「地方自治関係者の頭だけには新しい地方自治制度の意識が定着してきているが、これを除くその他の一般の国家公務員を始め一部の国会議員、この辺にはどうも定着していないんじゃないか。地方自治は尊重しなければならぬということを忘れてしまっているのではないかという感じが非常にしますね。」（著作集・5、564）とみる。

(40) 竹前、前掲書、234頁。

この中央省庁等において、地方自治の重要性を理解しているのは自治省ぐらいのものであるという認識・意識は、先にみた「日本において、内務省地方局とか、自治省というか、それがなければ地方自治なんてふっ飛んでしまった」であろうという自負心と同定である。それは、自治省のみならず他省庁にもみられるもので、自民族中心主義（ethnocentrism）を振って言えば自省庁中心主義（minist-centrism）といえよう。ただ、戦後の「内務省・二世」＝自治省は、他省庁よりそれが弱いのである。それゆえ、かかる認識・意識は、内務官僚達あるいは自治省官僚達が、政府部内にあっては地方自治を強化する分権化をなかなか推進しえない——その理由は、「各省の多勢に無勢ですよ。そして、国民世論もそこまでの認識がありません」⁽⁴¹⁾からであるという——ものの、知事等になると声高に政府の中央省庁を批判し、分権化を強調することに連動することになるのである。政府の外に出て中央省庁を声高に批判するのは、一方で地方自治の守護者・自治省をバックアップするためであり、他方において公選知事として分権化の旗幟を鮮明にすることにより住民の支持を得るのである。それは、まさに戦後の「内務省・二世」が政府部内と地方自治体との縦横関係という二面性を有する調整官庁になったことを体現するものであるといえるのである。

（さとう しゅんいち 東洋大学法学部教授）

(41) 本間編著、前掲書、138頁。インタビュアーとしての本間が、小林与三次や柴田護等、内務官僚達が皆、分権化が必要なことを強く主張するのに、それが「現役時代になぜできなかったのでしょうか」という質問をしているのに対する長野士郎の回答がこれであった。